

タクシー利用助成券 利用上の注意

1. この助成券は、対象者本人（障がい者手帳所持者）のみ利用できます。
(助成券を他人に譲渡し、使用させることはできません。)
2. 乗車 1 回につき、助成券 1 枚を利用できます。
(この助成券 1 枚で普通タクシー初乗基本料金が助成されます。タクシー料金が初乗基本料金を超えた場合、その差額は利用者の負担となります。)
3. この助成券は、福井県内のみ利用できます。
(事業所一覧を参考にしてください。)
4. この助成券は、再発行いたしません。
5. 利用者が下記のいずれかに該当するようになったときは、未使用の助成券をお返しく下さい。
 - ・市外へ転出した
 - ・死亡した
 - ・施設や病院に、入所または入院した
 - ・自動車の運転をするようになった
 - ・障がい程度の変更により、対象者でなくなった
 - ・手帳の期限が切れている

その他お問い合わせは、福井市障がい福祉課
(TEL20-5435 / FAX20-5407) までお願いします。